介護予防・日常生活支援総合事業

利用して自立した生活を続けましょう！

４月から介護予防・日常生活総合事業が始まります。この事業は、65 歳以上の全ての人を対象とした介護予防のための事業です。介護保険の認定を受けていなくても、一人ひとりの生活に合わせた柔軟なサービスを気軽に利用することができます。介護を必要としない暮らしをおくるためにも、介護予防・日常生活支援総合事業を上手に利用して自立した生活を続けましょう。

介護保険課
☎995-1821

事業を利用する流れ

対象者

一般介護予防事業／65 歳以上の全ての方

介護予防・生活支援サービス事業／要支援１・２と判定された方または、市が行っている基本チェックリストで生活機能の低下がみられた方

65 歳以上の方

介護保険課または、
地域包括支援センターへ相談
（原則、利用者本人が窓口で手続き）

要介護認定を受ける

基本チェックリストを受ける

要介護
１～５の方

要支援
１・２の方

非該当の方

生活機能の低下がみられた方

自立した生活が送れる方

介護保険の介護サービスが利用できます。

介護保険の介護予防サービスが利用できます。

介護予防ケアマネジメント
地域包括支援センターで、本人や家族と話し合い、ケアプランを作成します。

A 介護予防・生活支援サービス事業が利用できます。

要支援１・２の方

基本生活チェックリストで生活機能の低下がみられた方

B 一般介護予防事業が利用できます。

65 歳以上の全ての方

介護予防・日常生活支援総合事業

※事業対象者になった後や、サービスを利用した後でも、要介護認定を申請することができます。

A 介護予防・生活支援サービス事業

①訪問型サービス

- ホームヘルパーが居宅を訪問し、身体介護や生活援助を行います。
- 一定の研修修了者などが、ごみ出しや調理などの簡単な生活援助を行います。
- 保健師などが、健康に関する短期的な指導を行います。

②通所型サービス

- 通所介護施設で、日常生活上の支援や機能訓練などを行います。
- 通所介護施設などで、運動やレクリエーション活動などのミニデイサービスを行います。

B 一般介護予防事業

①介護予防把握事業

- 閉じこもりなど何らかの支援が必要な方を把握し、介護予防活動への参加につなげます。

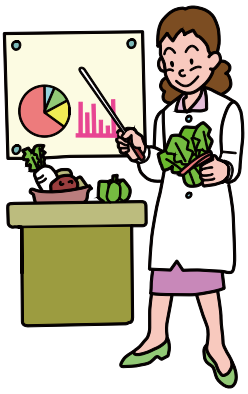

②介護予防普及啓発事業

- 介護予防に関するパンフレット配布や教室・講演会などを開催し、介護予防活動の重要性を周知します。

③地域介護予防活動支援事業

- 地域住民などが行う介護予防活動（地区サロンなど）の支援などを行います。

④地域リハビリテーション活動支援事業

- 介護予防の取り組みを機能強化するため、地域で行う介護予防活動にリハビリテーション専門職などが参加します。

介護予防についての相談は介護保険課と地域包括支援センターへ！

介護保険課と地域包括支援センターでは、皆さんが住み慣れたまちで安心して暮らしていくために必要な援助や支援を行う相談窓口です。介護予防・日常生活支援総合事業や介護保険サービスの利用、認知症の対応など、わからないことや相談があるときには介護保険課または地域包括支援センターへお問い合わせください。

東・西地区の方／地域包括支援センター（西幼稚園北側）☎995-1288

深良・富岡・須山地区の方／北部地域包括支援センター（福祉保健会館２階）☎930-5800

こんなときはどうなるの？Q&A

Q 総合事業のサービスを利用すると料金がかかりますか。

A 「介護予防・生活支援サービス事業」の訪問型サービスと通所型サービスは、これまでの介護予防訪問介護、介護予防通所介護にかかった費用に準じた料金になります。料金はサービス内容によって異なります。利用者は実際にかかる費用の１割（一定以上所得者は２割）を支払います。

Q 要介護認定を受けていても「介護予防・生活支援サービス事業」を利用できますか。

A 利用できません。総合事業の「介護予防・生活支援サービス事業」は、居宅で支援を受ける要支援者と基本チェックリストによって事業対象者に該当したが対象です。

Q 第２号被保険者（40歳～64歳で、老化が原因とされる病気で介護や支援が必要な方）が「介護予防・生活支援サービス事業」を利用する場合はどうすれば良いですか。

A 第２号被保険者については要支援認定を受けていることが必須になります。基本チェックリストではなく要介護（要支援）認定申請を行ってください。